

薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第8号）附則第4条第3項に基づく届出事項

## 1. 販売・授与する医薬品に関する事項

販売等する医薬品の区分	<input type="checkbox"/> 第一類医薬品 <input type="checkbox"/> 指定第二類医薬品 <input type="checkbox"/> 第二類医薬品（指定第二類医薬品を除く。） <input type="checkbox"/> 第三類医薬品
-------------	--

\* □については、該当するものをレ点をつけること。

## 2. 相談時・緊急時の連絡先に関する事項

相談時・緊急時の連絡先	
-------------	--